



熊本県公報

第 1 2 2 0 6 号
平成 25 年 4 月 16 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
 - 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 1
 - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 1
 - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 2
 - 熊本都市計画区域区分の変更…………… (都市計画課) 2
 - 徴税吏員証・検税吏員証の無効…………… (税務課) 2
 - 徴税吏員証・検税吏員証の無効…………… (//) 3
 - 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更…………… (都市計画課) 3
 - 平成 25 年度熊本県調理師試験の実施…………… (健康づくり推進課) 3
 - 公共測量の終了…………… (監理課) 4
 - 公共測量の終了…………… (//) 4
 - 公共測量の終了…………… (//) 5
- 登 載 依 頼**
- 労働関係調整法第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者…………… (労働委員会) 5

告 示

熊本県告示第 473 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 25 年 4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス常笑みんなのおうち 球磨郡湯前町 1864 番地	株式会社常笑	平成 25 年 4 月 5 日

公 告

熊本県公告第 233 号
肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 25 年 4 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第 133 5 号	魚かす粉 末	牛深魚 粉	窒素全量： 7.0 りん酸全量： 8.0	該当なし	山崎 修 熊本県天草市深 海町 947 番地	平成 31 年 4 月 9 日

熊本県公告第 234 号
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡大津町大字室字門出201番1、同201番3、同201番4、同201番5、
 同201番6、同202番1、同202番2、同202番3、同205番1、同205
 番3、同205番4、同205番5、同205番6、同205番7、同205番8、同
 206番1、同206番3及び水路の一部
 4, 967.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市東区尾ノ上一丁目5番20号
 株式会社 南栄開発
 熊本市南区近見八丁目9番85号
 新産住拓 株式会社
 菊池郡大津町大字室72番1号
 大塚 一夫

熊本県公告第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡大津町大字美咲野二丁目1670番14の一部、同1710番3の一部、同1
 722番1の一部、同1729番12の一部及び里道の一部
 10, 922.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡大津町大字大津1233番地
 大津町

熊本県公告第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出すること

平成25年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 (1) 市街化区域に編入する区域
 嘉島町大字井寺字小迫原、大字井寺字町頭、大字井寺字飯田溝及び大字井寺字遠
 見塚の各全域、大字井寺字山犬迫、大字井寺字水足、大字井寺字亀ノ甲、大字井寺
 字内野、大字井寺字弥四郎、大字井寺字登り立、大字井寺字上官塚、大字井寺字梶
 山、大字井寺字山ノ上、大字井寺字向平及び大字井寺字古閑鶴の各一部、大字北甘
 木字塔ノ木及び大字北甘木字豆坂の各全域、大字北甘木字剣原、大字北甘木字小迫
 原、大字北甘木字松木迫、大字北甘木字平ノ上、大字北甘木字紫原、大字北甘木字
 榆本、大字北甘木字飯田溝、大字北甘木字亀ノ甲、大字北甘木字石塚及び大字北甘
 木字笈ノ瀬の各一部、大字下六嘉字圍の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課、熊本県
 県北広域本部菊池地域振興局土木部技術管理課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局
 土木部景観建築課及び技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、合志市都市建設部都
 市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課並びに益城町都市計画課
- 4 縦覧期間
 平成25年4月16日から平成25年4月30日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

熊本県公告第237号

次の徴税吏員証及び検税吏員証は、紛失の届出があったので無効とする。

平成25年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第7950045号 平成23年4月1日交付
熊本県職員 大塚 陽子

熊本県公告第238号

次の徴税吏員証及び検税吏員証は、紛失の届出があったので無効とする。
平成25年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1205378号 平成24年4月2日交付
熊本県職員 中村 剛二

熊本県公告第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市及び宇土市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成25年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画及び宇土都市計画下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市南区富合町廻江、清藤、志々水、古閑、田尻、新、榎津、木原、南田尻、平原、杉島及び御船手の各一部並びに宇土市築籠町、新松原町、旭町、三拾町、花園町、岩古曾町、善道寺町、境目町、松山町、伊無田町、栗崎町、神合町、石橋町、宮庄町、椿原町、馬之瀬町、花園台町、立岡町、松山町及び神馬町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課及び宇城地域振興局土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、熊本市南区役所総務企画課並びに宇土市建設部都市整備課
- 4 縦覧期間
平成25年4月16日から平成25年4月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

熊本県公告第240号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により平成25年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。

平成25年4月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
平成25年9月3日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所
学校法人東海大学 東海大学熊本校舎 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格
 - (1) 学歴
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）
 - (2) 調理実務経験
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 - (1) 願書の配付
平成25年5月15日（水）から平成25年6月21日（金）まで、各保健所、熊本市保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には配付しない。
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱

書し、宛て先を明記し、90円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。

(2) 願書受付期間
平成25年6月17日（月）から平成25年6月21日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成25年6月21日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。

(3) 願書提出先
願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に送付すること。

- ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
- イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
- ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

(4) 提出書類
次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成22年度から平成24年度までのいずれかの熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、アの調理業務従事証明書及びイの書類を省略できる。

- ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1部
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は同法附則第3項に規定する者であることを証する書類
- ウ 写真 1枚

受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの

エ 戸籍抄本（提出前6か月以内に交付されたもの） 1部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名（受験票を提出する者にあつては、当該受験票の氏名）と現在の氏名が異なる者に限る。

(5) 受験手数料
6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）

受験願書受理後の受験手数料は、返還しない。

6 受験票の交付
受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。

7 合格発表
合格者は、平成25年9月24日（火）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。

8 その他
(1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行うこと。
(2) 熊本県個人情報保護条例第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。

熊本県公告第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年4月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (基準点測量)	平成25年2月12日から 平成25年3月25日まで	八代市三楽町の一部、 新地町（全部）、塩屋 町（全部）、八幡町（ 全部）

熊本県公告第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により人吉市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成 2 5 年 4 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量 (道路 3 次元データ計測)	平成 2 5 年 2 月 2 8 日から 平成 2 5 年 3 月 2 9 日まで	人吉市内の一部

熊本県公告第 2 4 3 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 2 項の規定により八代市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 4 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量 (道路 3 次元データ計測)	平成 2 5 年 2 月 2 8 日から 平成 2 5 年 3 月 2 9 日まで	八代市内の一部

登 載 依 頼

熊本県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 1 0 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成 2 5 年 4 月 1 6 日

熊本県労働委員会会長 津 留 清

氏 名	現 職
津 留 清	熊本県労働委員会会長 弁護士
倉 田 榮 喜	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
藤 野 芳 太 郎	熊本県労働委員会公益委員 株式会社熊本日新聞社監査役
池 上 恭 子	熊本県労働委員会公益委員 熊本学園大学商学部教授
原 村 憲 司	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
田 北 尚 勝	熊本県労働委員会労働者委員 全日通労働組合熊本県支部執行委員長
上 田 淳	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会会長
前 平 亜 希 子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部特別執行委員
梶 田 秀 治	熊本県労働委員会労働者委員 U A ゼンセン熊本県支部支部長
友 田 孝 行	熊本県労働委員会労働者委員 電機連合熊本地方協議会議長
沼 田 吉 輝	熊本県労働委員会使用者委員 白鷺電気工業株式会社代表取締役
大 城 由 加 里	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社レイメイ藤井福岡本社管理本部総務部長
中 川 幸 生	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
釜 場 佳 江	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社野田市電子人材ソリューション事業部顧問
廣 川 俊 一	熊本県労働委員会使用者委員 肥銀ビジネス開発株式会社代表取締役
西 岡 由 典	熊本県労働委員会事務局長

橋 本 博 之
下 村 弘 之

熊本県労働委員会事務局審査調整課長

熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課長
